
○議長（近藤八郎君） ただいまから、休会を解き、本会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は、全員の8人です。
定足数に達しておりますので、これから会議を再開いたします。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（近藤八郎君） 日程第1 「委員会報告」
議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。
我孫子洋昌 議会運営委員長。

○議会運営委員長（我孫子洋昌君） 令和3年下川町議会定例会12月定例会議の運営について、12月16日に開催いたしました議会運営委員会の審議結果について御報告いたします。

当日は、今定例会議最終日の追加提案予定事項について審議を行いました。

議会提案の追加件数は6件で、内容は委員会報告1件、委員会審査報告3件、意見書2件であります。

次に、提案議案等の審議要領等についてであります。議会提案の6件については、提案日に本会議において報告、審議を行うことといたしました。

以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

○議長（近藤八郎君） 以上で委員会報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第2 議案第28号「下川町新規就農者等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

大西 功 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（大西 功君） 今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第28号 下川町新規就農者等に関する条例の一部を改正する条例について、委員会における審査経過と結果について報告いたします。

審査に当たり、農林課長などから、説明資料により説明を受けました。

主な条例の改正点は、「単身でも就農を可能とする」、「生活環境整備補助の拡充を図る」などの内容となっております。

また、生活環境整備補助の改正では、快適住環境促進条例との連動を意識したものとなっている。

フルーツトマトでの単身就農は、3年前から検証してきているとのことであった。

質疑では、「一人就農はいいが、ある程度の労力は必要である。持続できるサポート体制はどのように考えているか。」に対し、「最も核心となる部分で、周辺の農業者の協力を

得る想定をしている。就農地は三和地区で、お互いが支え合う団地化を考えている。隣の農業者と作業して、それぞれが補完することを考えている。フルーツトマトに限れば一人でも可能と考えている。当該地に入るには、相性も必要で、コミュニケーション力も大切なので、人選に当たっては注意が必要と考えている。」

また、「農業をめぐる制度は家族を想定している。個別排水処理の料金設定が5人槽から始まる。単身や二人の場合、それに合わせた料金など、整備や調整等整合性を合わせるべきと考えるが。」に対しては、「仮に一人で入っても、相手を見つけ、家族を持つことも想定される。浄化槽利用の料金が5人から始まるのは、ある程度仕方がない。」との答弁であった。

また、「この制度を使って近々入ることを予定している人がいるのか。政策誘導はできるのか。」に対しては、「今すぐの具体的な事はない。制度が出来れば考える人もいるかもしれない。問い合わせは増えており、令和3年度の対応状況は11件あり、うち一人は一人就農である。11月に研修道場に入っている。酪農業は夫婦で来年11月に就農を予定しており、今は牛舎の改修を実施している。年明けに2世帯を受入協議会で面接し、4月からの受入れを予定している。内訳は、フルーツトマト1件、酪農1件である。」とのことでありました。

その後の委員間討議では、「農業振興審議会の意見が条例改正に濃く反映されている。農業委員会の意見書は抽象的かつ長期的な内容になっている。」「今までの新規就農施策を変えて、単身でもいいとした。今までの居抜き理論は思ったほど働かなかった。」「新規就農者が望むのは、経営の足腰をどう強めてもらうのかであるため、そのための対策も考えてもらいたい。」「農地がないといいながら、そこに協力するということがないことから、そのための協力体制の構築も考慮していかなければならない。」「入口のところで体制が決まることから、その支援体制をしっかりとすることが必要。」「新規就農は、行政主体で進めてきた。将来的な事を考えると、農業委員会の方でも将来にわたって目標地図を設けながら、新規就農に係る人材の考え方が示されている。前向きに今後とも考えていく必要がある。」「生活環境整備補助の対象者は、新規就農者の認定を受けてから10年以内では短いのではないか。」「新規就農者対策の大きな前進であるが、この時期の提案で適切だったのか。」などの意見がありました。

これらの審査を踏まえて、当委員会としては次の意見を付すものであります。

「就農時に対し、もっと手厚い支援を考慮していくこと。」

「新規就農者が経営基盤を強化した際のメリットが出るような施策を考慮すること。」

以上、当委員会の審査の結果、原案どおり可決すべきものと決したところであります。議員各位の協賛をお願い申し上げ、審査の経過と結果について報告いたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。
2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） 今回の新規就農者の条例の改正は、農業振興審議会の答申に沿ったものであり、単身農業の受け入れ、生活住宅環境の支援、農業の労働力不足に対応した体験事業の充実という点をかなり程度…解決されるものと思います。ただ、その答申にあった研修後の就農予定地の確保については、まだこれからの課題となっております。その点については、中間保有といいますか、引退した農家の土地を新規就農者の準備ができたらすぐに渡せるように、一旦、既存の農家や団体が購入するという制度をこれからは是非検討していただくことを期待して賛成意見とするものです。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論ありませんか。

(な し)

○議長（近藤八郎君） これで討論を終わります。
これから、議案第28号を採決します。
本案に対する委員長の報告は、可決です。
議案第28号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。
したがって、議案第28号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第3 議案第29号「下川町地域間交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

大西 功 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（大西 功君） 今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第29号 下川町地域間交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、委員会における審査経過と結果について報告いたします。

今回の条例改正は、地域間交流施設のより一層充実した施設の管理運営や利用者へのサ

ービス向上、地域活性化を図るため等により行うものです。

審査に当たり、政策推進課長などから説明資料により説明を受けました。

「利用料金を消費税 8%から 10%に対応。実費徴収の煩雑の解消。」「繁忙期は利用が多い。また、4人を基にした料金となっていたため、5人以上の利用となると管理コストがかかっていた。」「コロナ収束後を見据えた料金設定としていきたい。」などの説明がありました。

質疑では、「二人以上の使用で、二人目から1日当たり一人につき2,000円以内としているのは。」に対し、「配慮しないといけないのは、スズキ株式会社とスキー合宿での利用である。以内の料金設定とすると負担しなくてもいいこともある。急激に料金が上がることはない。利用方法によっては、アメニティも毎日変えるわけではない。」との答弁であり、また、「運用で指定管理者が料金設定できるのか。」に対しては、「料金は町と協議する。お客様価格もある。」とのことでありました。「料金の変動の期間は。」に対しては、「稼働率でいくと、平成29年度が年間65%の稼働率となっている。夏のシーズン、冬まつりシーズンでの設定になるかと思う。」との回答でありました。

その後の委員間討議では、「もう少し早めに改正すべきだったのではないか。」「利用人数が増えれば料金も割安になることは評価する。」「設置から年数も経っているので、維持管理にも努めること。」などの意見が出されました。

これらの審査を踏まえて、当委員会としては次の意見を付すものであります。

「料金の改定に伴って、指定管理者利益配分のあり方について、次期の基本協定締結時には抜本的な見直しをすること。」

以上、当委員会の審査の結果、原案どおり可決すべきものと決したところであります。

議員各位の協賛をお願い申し上げ、審査の経過と結果について報告といたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありました。これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。
これから討論に入ります。
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。
これから、議案第29号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 29 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 29 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第 4 議案第 33 号「令和 3 年度下川町一般会計補正予算（第 9 号）」を議題といたします。

本案については、総務産業常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

大西 功 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（大西 功君） 今定例会議において当委員会に付託を受けました、議案第 33 号 令和 3 年度下川町一般会計補正予算（第 9 号）について、委員会における審査経過と結果について報告をいたします。

今回は第 9 回目の補正予算でありまして、新型コロナウイルス感染症対策、緊急を要するもの等に伴う補正であり、歳入歳出それぞれ 1,903 万円を減額し、総額を 54 億 969 万円とするものであります。

審査に当たり、総務課長などから概要書、事項別明細書等により補正予算の説明を受け、その後、所管の課長などから説明を受けました。

総務課への質疑では、「山びこ学園の人員不足は役場全体で対応しないといけない。募集の方法はいろいろあるが進んでいない。もう少し学園に対して本腰入れないと入所者や労働環境がどんどん悪くなる。これは担当課だけの問題ではない。」に対し、「全国的に人材不足となっている。あけぼの園も人材確保に取り組んでいるが成果は挙がっていない。人材確保ができるよう検討して進めていきたい。」との答弁があり、また、「職員給与費の人員費減額の要因は何か。」に対しては、「当初 113 名で 2 名の退職と人事異動。山びこ学園で 2 名退職している。」とのことであった。

政策推進課への質疑では、「特産品応援事業と原油価格高騰対策事業のスケジュールは。」に対し、「12 月 17 日に補正予算可決後、事業者向けに案内文書を発送し、12 月 30 日で事業参加を締め切る。年明けにカタログの構成を行い、1 月 20 日に全戸配布を予定している。1 月 22 日から特産品との引き替えを開始して、2 月 28 日に商品交換の締め切りと考えている。」との答弁であった。

特産品応援事業の件で、さらに、「1,000 円コースなどは作らないのか。そうすると商品の幅が広がる。また、前回の 86%の申込率は今回も目標とするのか、又はそれ以上を目指すのか。」との質問に対しては、「お買物券が使いやすくなる。セットで出しやすいのは 3,000 円と考えている。ふるさと納税とも連動するかと思っている。申込みは、町外に出ている方や入院している方もいるので下がっている。」とのことであった。

大学生等応援事業では、「今回は教育課が所管となっている。背景は地元も経済の活性

化があったと聞いている。」に対し、「前回の提案は経済対策が主体。今回は子育てということもあり、町長の考えで教育課所管となった。」との答弁であった。

教育課への質疑では、「小中学校の小中一貫の議論はしているのか。」に対し、「小中学校の先生が連携し、授業内容の参観などは行っている。小中一貫までは進んでいない。授業での情報交換にとどまっている。」とのことであった。

農林課への質疑では、農産物加工研究所運営事業で、「目標 19.5 万本から 18.3 万本となっている。トマトが不作だったのか、原料が入ってこなかったのか。」に対し、「苗を手違いで枯らした方がいた。大口の農家である。よって、当初の見込みより入荷量が減ることが予想された。他で補完できると思ったが、高温の影響で不作となってしまった。例年では 19.5 万本を作ることは可能である。」との答弁であった。

育苗施設活用推進事業で、「熱交換機は、どこかで使えないのか。」に対し、「ほかでの使用も考えたが、1,000 m²級のハウスを温めていたものであることから、かなり大きく、ほかの施設では使えないと判断した。」とのことでありました。

その後の委員間討議では、「大学生等生活応援事業は、ほかの課が忙しいから引き受けたなど、政策の出所の説明が課によって違うのは大丈夫なのか疑わしい。」「大学生等生活応援事業は、今後は大学生くらいまでは教育課で引き受けるとの意思表示なのか、新型コロナウイルス対応での臨時なのか、前回の対策のこともあり、どこの課が実施するにしてもすっきりしない計上の仕方となっている。今回の臨時特別給付金から漏れる大学生等はどこが担当するのかを明確にするようにした方が良い。」「一つの政策に対して課が違って共有することが大切である。たらい回しの感じがするので、一本化をすべきである。」「特産品として掲載するのが難しいという事業所があれば、掲載しやすいような工夫をして、様々な特産品がメニューに載るようにして考えてもらいたい。また、多くの方が特産品を手にできるように事業のPRもお願いしたい。」

以上、当委員会の審査の結果、原案どおり可決すべきものと決したところであります。議員各位の協賛をお願い申し上げ、審議の経過と結果について報告といたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。これから討論に入ります。まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 33 号を採決します。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

議案第 33 号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 33 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） ここでお諮りいたします。

ただいま、町長から、議案第 40 号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第 1 として直ちに議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

議案第 40 号を追加し、追加日程第 1 として直ちに議題とすることに決定いたしました。

ただいまから、事務局に議案第 40 号を配布させます。

ここで暫時休憩します。

休 憩 午後 3 時 2 4 分

再 開 午後 3 時 2 5 分

（議案第 40 号 事務局配布）

○議長（近藤八郎君） 休憩を解き、会議を再開します。

追加日程第 1 議案第 40 号「令和 3 年度下川町一般会計補正予算（第 10 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 40 号 令和 3 年度下川町一般会計補正予算（第 10 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 3 年度一般会計の第 10 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 2,116 万円を追加し、総額を 54 億 3,085 万円とするものでございます。

今回の補正予算の追加につきましては、国の子育て世帯への臨時特別給付金事業につい

て、さきの令和3年下川町議会定例会11月臨時会議において、先行給付分として現金5万円を給付するための補正予算を御議決いただいているところでありますが、現金での10万一括給付が自治体の判断により可能とする政府の考え方が示されましたので、先行給付分と併せて、年内に一括して現金で10万円の給付を開始するため、子育て世帯への臨時特別給付金及び事務費を増額計上するものでございます。

財源といたしましては、国庫支出金を予定しております。

以上申し上げます提案理由といたしますが、詳細につきましては、総務課長及び保健福祉課長に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 小林総務課長。

○総務課長（小林大生君） それでは、私の方から、今回の補正に係る概要について、御説明をさせていただきたいと思っております。議案第40号説明資料を御覧ください。一般会計補正予算概要書により御説明をいたします。

今回の補正の要因につきましては、国の子育て世帯への臨時特別給付金事業に係るものによる補正となっております。

はじめに歳出から御説明します。

民生費の子育て世帯への臨時特別給付金事業で2,116万円の計上でございます。これにつきましては、既に御議決をいただいております先行給付分の5万円、これと併せまして、現金で一括10万円を給付する経費の増額を行うものでございます。

内訳といたしましては、給付事業費で2,100万円の計上で、この対象は0歳から高校3年生までの子供、平成15年4月2日から令和4年3月31日までの間に出生した児童で、年収が960万円以上の世帯は除くこととなっております。

給付額は、対象児童一人当たり10万円で、うち5万円分の2,100万円は既に御議決をいただいている分となります。

その他給付事務費で16万円の計上です。これは給付事務に係る役務費、委託料など併せて16万円となっております。

なお、財源につきましては、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金で10分の10、給付事務費補助金で10分の10となっております。

次に、裏面にいきまして、歳入について御説明いたします。

国庫支出金の子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費等補助金で2,116万円の計上でございます。これにつきましては、臨時特別給付金事業の国の補助金でありまして、補助率は10分の10以内、事業費分といたしまして2,100万円、事務費分で16万円となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（近藤八郎君） 次に、市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） それでは、私の方から詳細について御説明申し上げたいと思っております。

今回の特別給付金に当たっての対象人数でございますが、現在のところ、中学生以下で320人、高校生等で100人の合計420名を想定してございます。

今回、12月15日付けで国の方からですが支給方法を地域の実情に応じてということで三通り示されており、一つ目といたしまして、先行分の現金5万円と追加分5万円相当のクーポン、二つ目といたしまして、先行分の現金5万円と追加分の現金5万円、三つ目といたしまして、10万円の現金一括支給として、自治体の判断が可能となりました。

また、追加分の5万円の現金給付とした場合の条件といたしましては、追加分を現金5万円としても、何らかの条件や審査で可否を判断しない。補正予算の成立前でも適切である限り事後でも補助金を交付するとの事務連絡がきております。

これを受けまして、本町といたしましては、支給対象者に10万円の一括支給を選択し、一部年内支給を行いたいと考えてございます。なお、本町の支給日程の予定といたしましては、もう既に先行分の5万円を12月24日付けで支給とのお知らせをしておりますが、10万円一括支給に切り替わった場合、事務手続上、支給日を変更し、児童手当支給者及び同居の高校生等は12月28日、火曜日を予定してございます。ほか、公務員及び高校生等のみの世帯につきましては年明けに支給開始をする予定でございます。

以上で私の方からの説明を終わりたいと思います。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がそれぞれありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 再確認でございますけども、今回補正にあります子育て世帯への臨時特別給付事業、この事業の目的をお尋ねしたいと思います。これは最初の目的と同じように追加も同じような目的なんでしょうか。以上お願いします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） 目的といたしましては、前回の…11月に行われた目的と同様におかれまして、今回、子育て世帯への支援というかたちで国の方から指示がありまして、それを受けて本町も支給するとしております。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） こういう理解でよろしいんでしょうか…子育て世帯への支援ということなんですが、コロナ克服、新時代開拓のための経済対策…いわゆる経済対策で実施することとした子育て世帯への給付という理解でよろしいんでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） そのような事と理解しています。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

1 番 齊藤議員。

○1 番（齊藤好信君） 今回のこの事業はですね、18 歳以下への 10 万円相当の給付というところで行われることになりましたが、今回…様々な要因で国の方針が変わった中、今回の提案になったと思います。

今回の給付の趣旨としては、子育て、それから教育、これをしっかりと社会全体で応援していくという趣旨であるというふうに理解しております。子供たちは今回のコロナ禍の中にあって、様々な自粛を求められ、ストレスが溜まっているというか…持っている状況にあります。また、子育て世帯の家庭内にあっては、食費又は通信費などがかさむような状況にあります。そうした子供たちを社会全体で応援していく、未来に向かっていく子供たちに社会全体で大きく応援していくという趣旨の中でやったと思います。

また、もう一つ…併せて経済を考えてみると、今回の給付に当たっては消費の喚起を促す効果もあるように私は理解しております。そうした意味で…11 月 30 日の臨時会議で当初 5 万円の給付でありましたが、今回、政府の方針転換を受けてですね、素早くこの事業を提案した町長の英断を私は町民の一人として大変に敬意を表したいと思います。

そういう意味で、今回の事業提案は私は賛成の立場からお話をさせていただきました。

○議長（近藤八郎君） ほかに討論はありませんか。

（な し）

○議長（近藤八郎君） これで討論を終わります。

これから、議案第 40 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 日程第5 会議案第9号「地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 5番 我孫子洋昌 議員。

○5番（我孫子洋昌君） ただいま議案となっております、会議案第9号 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の提案趣旨を申し上げます。

本案は、中田豪之助 議員を賛成者議員として提案するものであります。

北海道内では、海洋観測モニタリングのデータや、南方系魚種の回遊が多く見られていることから、海水温の上昇が漁業に大きく影響を及ぼしているものと推察され、地球温暖化・海水温上昇の原因の究明が急務となっております。毎年、その被害状況は増しており、サケ・サンマ等が減少し、長期的には昆布の水揚げも激減してきています。

北海道を代表する秋サケも不漁に悩まされ続けている状況は、直接的に打撃を受けている漁業従事者のみならず、関連する水産加工業者への影響も含め、地域経済に大きなダメージを与え、地域の活力を削ぎ、地域の衰退を招きかねません。

このことは、新型コロナウイルス感染症対策による飲食店での消費減退に伴う魚価安が、更に水産漁業者の不安を増幅させています。また、今年9月以降、赤潮が発生し、ウニや秋サケ、ブリ、ツブ、シシャモなどに被害が及び、大きな経済的損失を被るとともに、来年以降の漁に大きな不安を生じさせています。

よって、国会並びに政府におかれては、次の措置を早急に講ずるよう強く要望するものであります。

一、カーボンニュートラルの実現を着実に行うこと。

二、海水温上昇に伴う水産漁業等被害の実態調査を行うこと。

三、被害対策の策定と支援を行うこと。

四、長期的な水産振興策の策定と支援を行うこと。

五、赤潮発生による被害対策と漁業支援及び地域支援を行うこと。

六、コロナ禍において、飲食店自主規制により魚価安のダメージを受けている水産漁業関連、地域経済に対し、緊急の経済支援策を行うこと。

なお、本意見書の根拠法令及び提出先は、お手元の意見書案のとおりとなっております。

つきましては、議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(なし)

○議長(近藤八郎君) ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

(なし)

○議長(近藤八郎君) 討論なしと認めます。

これから、会議案第9号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 全員起立です。

したがって、会議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長(近藤八郎君) 日程第6 会議案第10号「水田活用の直接支払交付金制度見直しの再検討を求める意見書」を議題といたします。

本案について、提案趣旨の説明を求めます。

提出者議員 2番 中田豪之助 議員。

○2番(中田豪之助君) ただいま議案となっております、会議案第10号 水田活用の直接支払交付金制度見直しの再検討を求める意見書の提案趣旨を申し上げます。

本案は、我孫子洋昌 議員、小原仁興 議員を賛成議員として提案するものであります。

農業は地域にとって基盤となる産業であり、また、人類の歴史とともに古く、自然と直接的に関わりを持ちつつ、自然の論理に従い、自然と共存しながら、私たちに欠くことのできない食糧を生産するという機能を果たしてきました。

洪水や土砂崩れを防ぐ、多様な生物の棲みかを提供する、景観の保全、伝統文化の継承、人間を教育し、人間性を回復するなどの多面的機能を有するのが、農村であり、コモンズ、いわば社会的共通資本というべきものです。

減反政策は、平成25年度からは水田活用の直接支払交付金として引き続き農家の経営を支えてきた農政の根幹となる制度です。

今回の見直しが実施されれば、農家だけでなく、農業協同組合等、関連産業に与える打撃もはかり知れず、農村の疲弊、耕作放棄から、国土の荒廃が進み、農村の多面的機能も

失われていくことが想定されます。美しき日本の農村風景を後世に伝えていくことは困難になり、地域コミュニティの崩壊にもつながるものです。

よって、国並びに政府におかれては、今回の水田活用の直接支払交付金制度の見直しを再検討するよう強く要望するものです。

なお、本意見書の根拠法令、提出先は、お手元の意見書案のとおりとなっております。つきましては、議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案趣旨の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、会議案第10号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、会議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これをもって、令和3年下川町議会定例会12月定例会議を閉会といたします。

午後3時45分 閉会

○議長（近藤八郎君） ここで町長から申し出により、挨拶がございます。

○町長（谷 一之君） 本定例会議の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、時節柄大変御多用のところ、本定例会議に御出席を賜り、五日間の会議の中で議案等を精力的に審査賜り、御指摘や提案など多岐にわたり御指導をいただきながら、全ての議案をお認めいただいたことに心より感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

今回議決いただいた議案につきましては、令和3年度の残された3か月余りの中でしっかりと執行してまいる所存でございますので、変わらぬ御指導をお願い申し上げます。

結びになりますが、議員各位をはじめ、町民の皆様には、年未年始において外出や飲食など十分に御留意いただき、御自愛されますことを御祈念するとともに、来る2022年が皆様にとりまして幸多い年になりますことを念願し、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（近藤八郎君） 本日は、以上をもって散会とします。大変御苦労さまでございました。